

パートナーシップ宣誓制度に関する協定書

福岡県（以下「甲」という。）と佐賀県（以下「乙」という。）は、パートナーシップ宣誓制度（以下「制度」という。）について、お互いの取組にエールを送り今後とも連携していくことをここに宣言し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、それぞれが実施する制度を互いに尊重し、甲は乙が交付したパートナーシップ宣誓書受領証（以下「受領証」という。）を、乙は甲が交付した受領証を、自らが交付する受領証と同様に取り扱うことで、制度の利用者（以下「利用者」という。）の負担を軽減するとともに、制度の利便性向上を図ることを目的とする。

（内容）

第2条 甲及び乙が、それぞれの制度に基づき交付した受領証は、甲及び乙双方の行政サービス（甲及び乙それぞれの制度において提供できるものに限る。）に利用できるものとする。

2 甲において宣誓した利用者が、乙の県域に住所を移動した場合、利用者が甲の定める継続利用手続きを行うことで、甲から交付された受領証は継続して利用できるものとする。また、乙において宣誓した利用者が、甲の県域に住所を移動した場合、利用者が乙の定める継続利用手続きを行うことで、乙から交付された受領証は継続して利用できるものとする。

（制度の改正に関する相手方への通知）

第3条 甲及び乙は、制度の改正を行うときは、改正の1月前までに改正内容等を相手方に通知するものとする。

（自治体間の連携）

第4条 甲と協定を締結している甲の県域内で制度を実施している自治体（以下「甲の県域内の制度実施自治体」という。）及び乙と協定を締結している乙の県域内で制度を実施している自治体（以下「乙の県域内の制度実施自治体」という。）についても、それぞれが交付した受領証を、自らが交付する受領証と同様に取り扱うことで、前条と同様の取扱いが行えるよう、甲は甲の県域内の制度実施自治体と、乙は乙の県域内の制度実施自治体と連携を図るものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の日の1月前までに、甲及び乙のいずれからも延長しない旨の意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定を解約しようとするときは、1月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は記名、捺印の上、各自1通を保有する。

令和5年4月1日

甲 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
福岡県 知事
服部 誠太郎

乙 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県 知事
山口 祥義